



ハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC) 再開時の感染防止策

2020年5月22日 初版

2020年5月27日 更新

独立行政法人日本スポーツ振興センター
ハイパフォーマンススポーツセンター

目次

ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）の特徴.....	1
HPSCの利用に関する個別の取組	1
全般的な事項	2
利用時の対応	2
施設内管理事項	3
a) 手洗い場所.....	3
b) 更衣室、休憩スペース.....	3
c) 洗面所	4
d) スポーツ用具の管理.....	4
e) 運動・スポーツを行う施設の環境.....	4
f) 施設の入口.....	4
g) ゴミの廃棄.....	4
h) 清掃・消毒.....	4
i) その他	5

ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）の特徴

ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）においては、利用団体（選手等）の利用再開に当たっては、厳格な要件を満たすことを条件とするとともに、一般的なスポーツジムや運動教室等と違い、極めて広大な屋内スペースの中で、限定されたトップアスリートのみが利用することに特徴がある。さらに、施設内にメディカルセンターを有しており、適宜、医師が対応できる体制が整備されている。

HPSC の利用に関する個別の取組

トップアスリートの活動拠点である HPSC の施設利用の再開にあたっては、以下の段階を経て、利用が認められる。

- ① 統括団体である日本オリンピック委員会（JOC）と日本パラリンピック委員会（JPC）が各競技団体に対して独自の「競技特性に応じた具体的な感染防止対策」を踏まえたガイドラインの作成を課しており、各競技団体が作成する。
- ② 利用したい競技団体および特定の個人は、各競技団体が作成したガイドラインと利用要望書を JOC、JPC に申請書として提出する。
- ③ JOC、JPC が段階的な利用について検討を行い、利用できる団体等を選出する。
- ④ JOC、JPC は申請書を日本スポーツ振興センター（JSC）のハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）に提出する。
- ⑤ HPSC は申請書に基づき以下の 1) から 5) について問題ない者を受け入れ、段階的に身体活動へと移行してもらう手続きをとる。
 - 1) 施設利用の直前 2 週間の体温計測を実施し、37.0℃未満かつ倦怠感、咳嗽、咽頭痛など体調異常なし（COVID-19-PCR 検査など、適切な臨床検査を実施していることが望ましい）。
 - 2) 施設利用の直前 2 週間で周囲の者に発熱、感冒様症状などが無い。
 - 3) 施設利用開始前（初回）にメディカルチェックを受ける。
 - 4) トレーニング Phase に応じて適宜フィットネスチェックを受ける。
 - 5) 日々の体調および行動を記録する。※使用可能な選手は HPSC アプリ「AthletesPort」の活用を推奨
- ⑥ さらに、入館時はサーモグラフィーによるチェックを行う。その中で異変等があった場合は入館をお断りするとともに、必要に応じて速やかにスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させるものとする。

また、施設利用中に発熱や体調不良が生じた場合は、速やかにスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させるとともに、必要に応じて該当者の隔離、退館又は合宿を中止させるものとする。

全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示する。
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認する。
- パラアスリート利用者の特性にも配慮する。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておく。
- 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- 他国のスポーツ施設との連携により、コロナ対策に関する情報交換を行い、必要に応じて新たな対策をとる。
- 事前に JOC 又は JPC の許可を受けた者のみを受け入れる。
- 利用資格のない者の入館はお断りする。

利用時の対応

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、入館をお断りする。
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参する（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する）。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保する（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしない。
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従う。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
- 受付窓口には、手指消毒薬を設置する。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館をお断りする。（入口に設置しているサーモグラフィ又は体温計による体温の確認を実施）
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させる。
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする。
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。
- **アスリート以外の利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求める。**
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用者がマスクを準備しているか確認する。
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避ける。
- **施設利用者の中で体調不良者が発生した場合は、直ちに所属する競技団体のドクターに相談するとともに、必要に応じてスポーツメディカルセンター又は外部医療機関を受診させるとともに、必要に応じて該当者の隔離、退館又は合宿を中止させるものとする。**

施設内管理事項

a) 手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する・
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意する（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする）。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意する。

b) 更衣室、休憩スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける（障がい者の介助を行う場合を除く）。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒する。

- 換気設備を適切に運転する。
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

c) **洗面所**

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする）

d) **スポーツ用具の管理**

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知する
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒する
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、
 - 貸出を行った利用者を特定できる工夫をする
 - 貸出前後に消毒する

e) **運動・スポーツを行う施設的环境**

- 換気設備を適切に運転する。定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う
- 体育館の床をこまめに清掃する
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従う
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにする

f) **施設の入口**

- 施設の入口のほか、各所に手指の消毒設備を設置する。
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示する。

g) **ゴミの廃棄**

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

h) **清掃・消毒**

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒する。

i) **その他**

- 競技団体等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行う。
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させる。

JAPAN SPORT
COUNCIL